

草津市監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項および第4項の規定により定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を決定し、公表する。

令和4年12月26日

草津市監査委員 岡野 則 男
草津市監査委員 中島 美 徳

1 定期監査

(1) 監査の対象

| 監査対象機関名 | 重点的に監査した所属 |
|---------|---------------------|
| 子ども未来部 | 発達支援センター 家庭児童相談室 |
| 都市計画部 | 交通政策課 |

(2) 監査の時期 令和4年10月17日から令和4年10月18日まで

(3) 監査の範囲および方法

草津市監査委員監査基準に基づき、監査の対象となった事務が関係法令等に適合して正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げているか、また、その組織および運営の合理化に努めているかという観点から、主として令和3年度分について監査を実施した。実施にあたっては、重点項目を定め、前回監査実施時における指摘事項に対する改善状況の確認をはじめ、所管事務の特徴および他所属での近年の指摘事項などを含め、個別の監査計画に基づく着眼点および方法により実施した。

(4) 監査の結果

監査の対象となった事務の執行状況については概ね適正に執行されており、財務処理についても適正に処理されていると認められた。今後、より適正で経済的、効率的かつ効果的な事務の執行ならびに事業の管理に努められたい。

なお、軽微な事項については、口頭により指導し改善等を求めた。

(5) 意見および指摘事項

●監査対象：発達支援センター

| |
|-----------------------------------|
| 重点項目 |
| ・障害児対策費のうち発達支援センター運営費 ・湖の子園運営費 |
| 意見・指摘事項 |
| 特になし |

●監査対象：家庭児童相談室

| |
|--|
| 重点項目 |
| ・児童健全育成事業費のうち養育支援ヘルパー派遣費 ・家庭児童相談室運営費のうち家庭児童相談指導費 ・児童福祉援護費のうち子育て短期支援事業費 |
| 意見・指摘事項 |
| 特になし |

●監査対象：交通政策課

| |
|--|
| 重点項目 |
| ・交通安全啓発費 ・放置自転車対策費 ・自転車安全安心利用推進費 |
| 意見・指摘事項 |
| 特になし |